

2024年度「神戸市海外ビジネスコーディネーター」業務委託 仕様書

I. 業務の目的

神戸市では、経済成長を続ける東南アジア等への地元企業のグローバル展開を支援するため、「神戸市海外ビジネスコーディネーター」（以下、「ビジネスコーディネーター」）をシンガポールに配置し、現地の最新情報を把握するとともに、本市への企業誘致や現地企業とのビジネスマッチング等を行う。

II. 設置地域

シンガポール

III. 業務管轄地域

A S E A N 1 0 か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）及びインド

IV. 業務内容

1. 基本委託料対象業務（年額 600,000 円）

- (1) 月例活動報告書の作成・提出。
- (2) 定期的な活動報告と、業務管轄地域内の最新情報の提供
(原則、月1回オンラインでの実施)
- (3) 本市職員の問い合わせに対する、業務管轄地域内での情報収集
- (4) 本市にとって有益な業務管轄地域内の情報収集
- (5) 本市が送付するPRパンフレット等の配布など広報活動
- (6) 業務管轄地域内の政府機関・団体との連絡調整
- (7) 本市が依頼するイベント等への出席

2. 実績委託料対象業務（上限 1,880,000 円）

- (1) 市内企業の海外展開支援
 - ① 現地ビジネスに関する相談対応
 - ② 市内企業と業務管轄地域内企業とのビジネスマッチング支援
 - ③ 見本市・イベント等への参加、レポート作成・報告
- (2) 企業誘致業務
 - ① 本市への進出を検討する企業訪問・ウェブ面談によるヒアリング、議事録提出・報告
 - ② 有力誘致候補企業と市職員との面談アレンジ・同席
 - ③ 産業クラスターの支援機関と市職員との面談アレンジ・同席
- (3) その他
 - ① 業務管轄地域の産業・経済動向の収集、本市への報告
 - ② 各産業分野における専門調査

③本市職員及び市内企業の業務管轄地域での出張訪問先のアレンジ及びアポイントメント取得

④本市の依頼に基づくその他業務。委託料は、双方で協議の上、合理的な金額を基礎とし、算出した額とする。

V 委託料について

1. 基本委託料 600,000 円（円建て）

※航空機、長距離鉄道等を使用しない近距離での移動にかかる交通費を含む。

2. 実績委託料 上限 1,880,000 円（円建て）※

※実施については、いずれも本市の依頼に基づいて行うものとする。

(1) 市内企業の海外展開支援等(IV. 2. (1))

項目	実績委託料対象	金額
① 現地ビジネスに関する相談対応	相談企業との面談（ウェブでも可）の実施	10,000 円／1 件・回
② 市内企業と業務管轄地域内企業とのビジネスマッチング支援※	相談企業へのヒアリング後、企業間の商談設定、又は具体的な商談につながる現地企業リスト（企業名、担当者名、連絡先等）の提供	100,000 円／1 件
③ 見本市・イベント等への参加、及び（事前にお伝えする）本市の関心事項についてのレポート	見本市・イベント等への参加及びレポートの提出・報告	100,000 円／1 件 ※A4 用紙(1 枚は 1,600 字程度)5 枚以上を目安とする。

※同一企業同士の商談は、複数回サポートしても 1 件と数える。

1 相談企業あたりの商談設定は 2 件（200,000 円）を上限とする。但し、相談企業の希望があれば、現地企業リストの提供を、商談設定 1 件分に置き換えることができる。

(2) 企業誘致業務 (IV. 2. (2))

項目	実績委託料対象	金額
① 本市への進出を検討する企業訪問・ウェブ面談によるヒアリング、議事録提出・報告※1	ヒアリングにかかる議事録の提出・報告	10,000 円/1 件※2 (ヒアリングの手法は訪問又はウェブ面談に限る)
② 有力誘致候補企業（投資に一定の権限を有する幹部社員に限る）と本市職員との面談アレンジ及び同席※1	面談（ウェブでも可）の実施	200,000 円／1 社※2

③ 産業クラスターの支援機関 (マネージャークラス以上)と本市職員との面談ア レンジ及び同席※1	面談(ウェブでも可)の実施	50,000円/1機関※2
--	---------------	---------------

※1 ヒアリング前に企業名、主旨、相手社員の肩書等の情報を入手の上、本市と協議すること

※2 同一機関との面談は、複数回であっても全体で1社と数える。

(3) 専門調査(IV. 2. (3))

項目	実績委託料対象	金額
① (本市の依頼に基づく) 業務管轄地域の最新の産 業・経済動向の収集及び本 市への報告	調査書の提出・報告	75,000円/1回 ※A4用紙(1枚1600字程 度)で2~3枚程度)
② (本市の依頼に基づく) 各産業分野等における専門 調査	調査及びレポートの提出	100,000円/1件 ※A4用紙(1枚1600字程度) 5枚以上を目安とする。
	調査のために他の機関等への 訪問ヒアリングを行った場合 (ただし、必要性について事 前に本市と協議すること)	20,000円/1機関
③ 本市職員及び市内企業の出 張訪問先のアレンジ及びア ポイントメント取得	アポイントメント取得	20,000円/1件
	訪問アテンド、面談	10,000円/半日

(4) 実費等

項目	実績委託料対象	実績委託料
コーディネーター活動のために 必要となる実費(航空運賃、長 距離鉄道等[エコノミークラス 等に限る]、見本市登録料など) ※航空機、長距離鉄道等を使用 しない近距離での移動に係る経 費は基本委託料に含む。	左記の実費 (対象範囲については、事前 に本市と協議を行う)	実費 ・支出の証拠となる書類を保 管し、本市の求めに応じて提 出する。
業務管轄地域内での宿泊を要す る遠距離出張	宿泊費・日当 (対象範囲については、事前 に本市と協議を行う。)	本市の旅費規程に基づく。

VI. その他注意事項

- (1) 本市では、別途、民間事業者への委託により観光情報発信業務に特化した「神戸海外観光ネットワーク拠点」(インドネシア)を設置しているため、必要に応じて、情報交換やネットワークの相互利用など、活動の相乗効果を生むような協力を行うこと。
- (2) 受託事業者は、受託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权などの諸権利は本市に帰属する。
- (4) 受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 受託事業者は、業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「神戸市セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。
- (6) 受託事業者は、本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (7) 契約の締結にあたり、本市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (8) 受託事業者は、本事業の実施において疑義が生じた場合は、本市の担当者と協議し、その指示に従うこと。